

令和7年3月

お客様各位

西宇和農業協同組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素より当組合・JAバンクをご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手の全面的な電子化につきましては、政府の方針・要請のもと、産業界・金融業界が一体となって進めているところであり、これらの社会的要請や各金融機関の取組みも踏まえ、JAバンクにおきまして、下記のとおり対応することとなりました。

お客様におかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、この機会にインターネットバンキング等の電子的決済手段の活用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

1 対応開始日 令和7年4月1日（火）

2 対応内容

(1) 手形・小切手の取立の受付停止

令和9年4月1日（木）以降を期日とする手形・小切手について、取立の受付を停止します。

(2) 当座貯金口座の口座開設の受付停止

開始日以降は、決済用普通貯金等をご利用ください。

なお、当座貯金口座を開設済のお客様は、引き続きご利用可能です。

(3) 開設済の当座貯金口座からの出金方法の拡充

すでに開設済の当座貯金口座につきまして、払戻請求書および通帳による出金を可能といたします。通帳発行をご希望されるお客様は窓口にてお申し付けください。

なお、小切手での出金も引き続き可能です。

以上

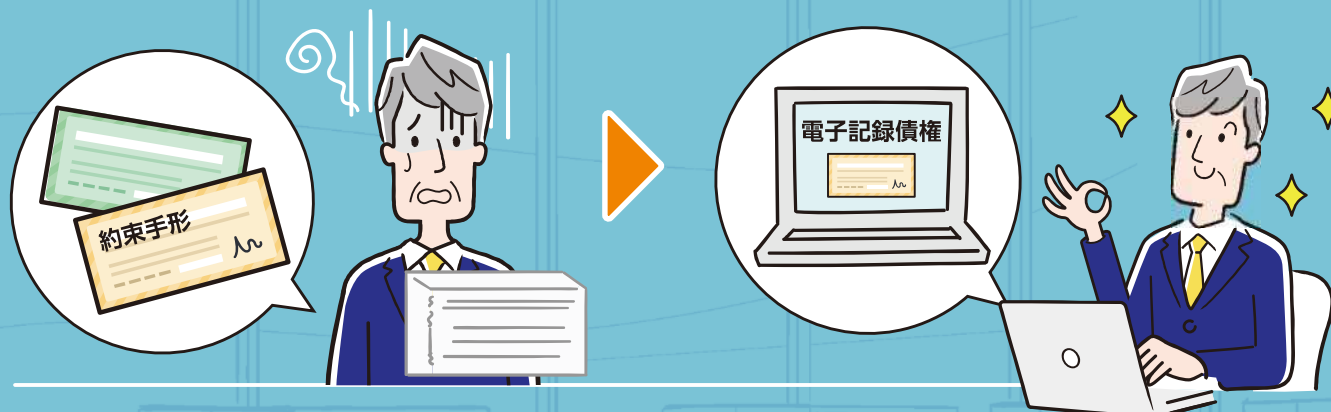
企業経営者・経理担当者の皆さま

政府は、手形・小切手の利用廃止を決定しています。

でんさい・
振込など

電子的決済サービスに 移行しましょう!

2026年まで



政府は、2026年までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しております。金融界は、2026年までに紙の手形・小切手から電子的決済サービス^(※)への移行を強力に推進しています。紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい)またはインターネットバンキングによる振込

電子化のメリット

✓ 印紙税や取引先への
郵送料等が不要

✓ どこでも利用でき、
煩雑な事務負担を軽減

✓ 盗難・紛失の心配が
なく、災害にも強い

コスト



事務負担



リスク



詳細は取引先金融機関にご相談ください。



動画で分かる
全面的電子化への取組み

詳しくはこちら



電子的決済サービスをご利用いただくと

支払企業



コスト削減

取引先への郵送料がかかりません。手形の電子化を図ると、印紙代の削減になります。



事務負担軽減

手形・小切手の振出作業や郵送作業など、支払に関する面倒な事務負担が軽減されます。



リスク低減

現物がいないため、紛失や盗難の心配がなく、災害にも強いです。

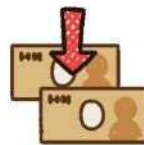


さらに



場所を選ばず利用可能

受取企業



コスト削減

領収書が不要になり、印紙代の削減になります。また、郵送料がかかりません。



事務負担軽減

領収書の作成、手形の保管・管理、取立依頼事務などは不要です。



リスク低減

現物がいないため、紛失や盗難の心配がなく、取立忘れもなくなります。



資金繰りの円滑化

支払期日に自動入金されます。また、電子記録債権は必要な分だけ分割して利用可能です。



電子的決済サービスの導入までの流れ(支払利用の場合)

STEP 1

検討・体験デモ

コストメリットの試算や、会計システム、支払手続変更の要否などを確認します。金融機関が提供している体験デモもご利用ください。



STEP 2

取引金融機関へご相談

取引金融機関にご相談ください。専門スタッフを派遣するなどのサービスを提供する金融機関もあります。ITに不慣れな方は、導入をサポートしてもらうこともできます。



STEP 3

導入

取引金融機関への申込、社内の事務手続や管理手順の見直しなどを行い、導入の準備は完了です。



STEP 4

取引先企業へのご案内

取引先企業に電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認すれば、利用開始です。

